

ふ じ の み や し ち い き じ ゅ う た く け い か く  
富士宮市地域住宅計画

ふ じ の み や し じ ゅ う た く こ う ち く じ ゅ う か ん き ょ う こ う じ ょ う  
富士宮市における住宅セーフティネットの構築と住環境の向上

ほ う さい あ ん ぜん  
【防災・安全】

ふ じ の み や  
富士宮市

平成28年3月

# 地域住宅計画

計画の名称	富士宮市地域住宅計画		
都道府県名	静岡県	作成主体名	富士宮市
計画期間	平成 28 年度	～	32 年度

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地区は静岡県の東部に位置し、人口約13万3千人、世帯数約5万世帯の地域である。古くから、富士山麓の豊富な資源を生かした農林業や化学、機械、製紙、医薬品、観光業などの産業が盛んであり、富士山本宮浅間大社を中心とした市街地と森林資源にかん養された芝川などの水資源に恵まれた地域からなっている。

平成20年と平成25年の住宅・土地統計調査結果を比較すると持ち家は約5180戸増、民間借家は900戸減、給与借家は200戸減っている。なお、県営住宅は100戸と増減はないが、市営住宅の管理戸数については、建替により平成27年度は768戸となる。市営住宅の募集倍率は2倍前後であり、市営住宅の需要が高いが、耐用年数を経過している住戸は全体の20%弱を占めている。このため、できるだけ早めに建替事業を実施するにあたり、セーフティネットの構築と少子高齢社会への対応を考慮して推進し、豊かで安全なゆとりある住まい・まちづくりを実現する。

## 2. 課題

老朽化した市営住宅は、災害対応や住居環境が十分でないため、改善事業によりセーフティネットの構築と少子高齢社会への対応した整備が必要である。

### 3. 計画の目標

次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックを形成する。

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	
市営住宅の外壁・屋上改修等の整備率 (外壁・屋上改修等された棟数/市営住宅長寿命化計画による外壁・屋上改修等が必要な棟数)	%	老朽化した市営住宅の外壁・屋上改修等による良質な住宅ストックの形成及び長寿命化対策の推進	46.1%	H28当初	100%	H32末

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

目標:次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックを形成する。

### <事業の概要>

公営住宅等ストック等総合改善事業

・市営住宅長寿命化計画により、外壁・屋上改修等が必要とされる13棟のうち、平成27年度までに改修済の6棟を除く7棟の改修を行う。(長寿命化型)

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

A 基幹事業

(金額の単位は百万円)

A1地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等ストック総合改善事業	富士宮市	外壁・屋上改修等6棟	150
小計(A)			150

B 関連事業(関連社会資本整備事業)

(金額の単位は百万円)

B 関連社会資本整備

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
該当なし			
小計(B)			0

C 関連事業(効果促進事業)

(金額の単位は百万円)

C 効果促進事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
該当なし			
小計(C)			0

合計(A+B+C)			150
-----------	--	--	-----

効果促進事業等の割合 0% (C) / (A+B+C)

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

## 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

## 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。